平成7年4月24日 達第915号

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会(以下「会」という。)の業務についてその業績の評価(以下「業績評価」という。)を行うことにより、業務運営の活性化及び効率 化に資することを目的とする。

(対象業務及び評価の方法)

第2条 前条の業績評価は、学資金貸与業務及び学資金回収業務について、別記業績 評価基準に基づいて行うものとする。

(実施方法)

- 第3条 業績評価は、毎事業年度終了後その業務実績について、企画課において原案 を作成し、業績評価委員会(以下「委員会」という。)の議を経て常任理事会に提 出するものとする。
- 2 常任理事会においては,前項の原案に基づき最終的な業績評価を行うものとする。 (結果の活用)
- 第4条 業績評価の結果は、後年度の会の業務運営の活性化及び効率化に活用するものとする。

(委員会の構成等)

- 第5条 委員会は,企画課担当理事,各部の部長,奨学部総務課長,返還部計画課長, 企画課長及び考査役で構成する。
- 2 委員会は、企画課担当理事が主宰する。
- 3 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(雑則)

第6条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年4月24日から施行する。

(別記) 日本育英会業績評価基準

	評価項目	評価値		摘要
		奨学金貸与業務	奨学金回収業務	
1	達成度(計	貸与金額/貸与	回収金額/回収	*貸与金額 回収金額は「決算書(業
	画達成率)	計画額	予定額	務報告書)」の金額とする。
				*貸与計画額 回収予定額は「事業
				計画」の金額とする。
2	効率性(職	貸与人員/職員	回収件数/職員	*貸与人員,回収件数及び職員数は
	員1人当た	数	数	「(業務報告書)」の人員, 件数
	り実績)	貸与金額/職員	回収金額/職員	とする。

	数	数	
3 健全性	事務費/債権総額		*事務費は「決算書」の「一般勘定
ア 事務経費			収入支出決算書」の「支出決定済
率			額」の合計から「第一種学資金」
			及び「積立金へ繰入」を差引いた
			金額とする。
			*債権総額は「決算書」の「一般勘
			定貸借対照表」及び「特別勘定貸
			借対照表」の第一種学資金及び第
			二種学資金の合計額とする。
イ 引当金計		貸倒引当金/債	*貸倒引当金は「決算書」の「一般
上率		権額	勘定貸借対照表」及び「特別勘定
			貸借対照表」の計上額とする。
			*債権額は「決算書」の「一般勘定
			貸借対照表」及び「特別勘定貸借
			対照表」の第一種学資金又は第二
			種学資金の額とする。
ウ 延滞債権		延滞額/債権額	*延滞額は,年度末における返還金
発生率			回収状況から算出する。
4 総合評価			*日本育英会法(昭和59年8月7日法
			律第64号)第1条の目的に照らし,
			総合的かつ効率的な業務の遂行と
			いう観点で評価する。

備考 上記評価は3一アを除きすべて第一種学資金,第二種学資金及びその合計について算出する。